

## ○大阪電気通信大学大学院学則

平成2年4月1日  
制定

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本大学に大学院をおき、大阪電気通信大学大学院(以下「本学大学院」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### (研究科)

第3条 本学大学院に次の研究科をおく。

(1) 工学研究科

(2) 医療福祉工学研究科

(3) 総合情報学研究科

2 前項各研究科の人材の養成に関する目的は、大阪電気通信大学大学院研究科規則(以下「研究科規則」という。)に定める。

#### (研究科委員会)

第3条の2 本学大学院各研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

#### (課程及び修業年限)

第4条 研究科に博士課程をおく。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程とする。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

4 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学年限は、4年を超えないものとする。

5 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学年限は、6年を超えないものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

7 長期履修学生の申し出は、入学時に行うものとする。

#### (課程の目的)

第4条の2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

#### (専攻及び課程の収容定員)

第5条 本学大学院各研究科の専攻及び課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	工学専攻	70名	140名	12名	36名
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名
総合情報学研究科	総合情報学専攻	30名	60名	5名	15名

2 各専攻に次のコースを置く。

専攻名	コース名
工学専攻	先端理工学コース 電子通信工学コース 制御機械工学コース 情報工学コース 建築学コース
総合情報学専攻	デジタルアート・アニメーション学コース デジタルゲーム学コース コンピュータサイエンスコース

### 第2章 学年、学期及び休業日

#### (学年・学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 本学の創立記念日 10月1日  
(4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで  
(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。
- 3 学長は、必要な場合、研究科委員会の議を経て、休業日を臨時に変更し、又は第1項に定めるものほか、臨時の休業日を定めることができる。
- 第3章 入学、退学、休学、除籍及び懲戒等
- (入学の時期)
- 第8条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- (入学資格)
- 第9条 本学大学院の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者
  - (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(昭和28年文部省告示第5号)に該当する者
  - (7) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 専門職学位を有する者
  - (3) 外国において、修士若しくは専門職学位又はこれに相当する学位を得た者
  - (4) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学の出願)
- 第10条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。
- (入学者の選考)
- 第11条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可すべき者を決定する。
- 2 選考の基準及び方法は、研究科委員会の議を経て学長が定める。
- (入学手続及び入学許可)
- 第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書その他本学大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前項により入学を許可された者は、入学式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。
- (編入学、再入学及び転学)
- 第13条 本学大学院に編入学又は再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学大学院から他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
- 4 その他編入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。
- (退学)
- 第14条 退学しようとする者は、理由を記した退学願を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者は、学期末をもって満期退学したものとして取扱う。
- (休学)
- 第15条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上にわたって修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- (休学の期間)
- 第16条 休学期間は、学年末を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。
- 2 博士前期課程の休学期間は、通算して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に2年以内に限って延長することができる。
- 3 博士後期課程の休学期間は、通算して3年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に3年以内に限って延長することができる。
- 4 休学期間は、在学年数に算入しない。
- (復学)
- 第17条 休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、休学期間が3か月末満となる場合は、休学許可を取り消す。
- (除籍)

第18条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 第4条第4項及び第5項に定める在学年限を超えた者
- (2) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (3) 死亡した者
- (4) 入学式に正当な理由なく欠席した者又は宣誓しない者

(懲戒)

第19条 本学大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を十分に考慮した上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。停学の期間は在学年数に算入しない。ただし、停学の期間が3か月以内の場合には、在学年数に算入することができる。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者についてこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして、出席常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについては、別に定める学生の懲戒処分に関する規則による。

#### 第4章 教育方法、授業科目及び履修方法

(教育方法)

第20条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 授業科目は、その授業の方法、内容及び年間の計画並びに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示するものとする。

3 研究指導は、第38条に規定する教員が行うものとする。

(教育方法の特例)

第20条の2 各専攻においては、教育上必要があると認められる場合、標準修業年限の全期間にわたり、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第20条の3 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第20条の4 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。  
(授業の方法)

第20条の5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条の6 本学は、当該研究科の授業及び研究指導の内容並びに方法等の改善を図るために、組織的な研修及び研究を行いうるものとする。

(授業科目及び単位数)

第21条 授業科目、単位等は、研究科規則に定める。

2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

#### 第22条 削除

(特別の課程)

第22条の2 本学大学院は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条の3 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において修得した授業科目の単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、現在在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えてはならない。

(他の大学院で修得した単位等の認定)

第22条の4 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した授業科目の単位を現在在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、15単位を超えてはならない。

- 3 前条及び本条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。  
(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第22条の5 本学大学院は、第22条の3の規定により修得した単位を現在在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院博士前期課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲内で在学したものとみなすことができる。

#### 第5章 試験及び課程修了

(単位の授与等)

第23条 履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告によって決定する。ただし、試験に代わる方法によるものとする。

2 各授業科目の成績の評価は、A、B、C、Dとし、A(優)、B(良)、C(可)を合格、D(不可)を不合格とする。合格した授業科目については所定の単位を与える。

3 前項の規定にかかわらず、特に定める授業科目の成績は、G(合格)、D(不合格)をもって表す。

4 授業科目の成績評価は、研究科規則第19条に従って適切に行うものとする。

5 試験について必要な事項は、別に定める。

(修了の要件)

第24条 博士前期課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究及び制作活動の成果の審査並びに試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を1年以上とすることができる。

2 博士課程の修了の要件は、本学大学院に5年(博士前期課程(修士課程を含む。以下同じ。)を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、本学大学院に入学した場合の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

#### 第6章 学位及びその授与等

(学位の授与)

第25条 修士の学位は、前条に定める博士前期課程を修了した者に対し、学長がこれを授与する。

2 博士の学位は、前条に定める博士後期課程を修了した者に対し、学長がこれを授与する。

(論文提出による博士の学位)

第26条 前条第2項に定める者の他、本学大学院の博士後期課程を経ずに博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

2 本学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認めた者に対し、博士の学位を学長が授与する。

(学位の種類)

第27条 本学大学院の各研究科で授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	修士(工学)	博士(工学)
医療福祉工学研究科	修士(工学)	博士(工学)
総合情報学研究科	修士(情報学)	博士(情報学)

(学位規則)

第28条 本学大学院の学位について、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第29条 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状所有者が、修士の学位を授与されたときは、選択したコースにより次の専修免許状の取得資格を有することができる。

研究科名	専攻名	免許状の種類
工学研究科	工学専攻	中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(技術) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(情報)

2 免許状授与の所要資格の取得方法については、別に定める。

#### 第7章 科目履修生、研究生及び外国人留学生等

(科目履修生)

第30条 本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院生の教育研究に支障のない限り、学長は、科目履修生として入学を許可することがある。

2 科目履修生について必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第30条の2 本学大学院において特定の授業科目を聽講することを志願する者があるときは、本学大学院生の教育研究に支障のない限り、学長は、聽講生として入学を許可することがある。

- 2 聽講生について必要な事項は別に定める。  
(研究生)

第31条 本学大学院において特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本学大学院学生の教育研究に支障のない限り、学長は、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。  
(外国人留学生)

第32条 外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

#### 第8章 学費及びその他の費用

##### (学費)

第33条 入学金及び学費の金額は、別表第2のとおりとする。

##### (その他の費用)

第34条 学費の他学習等に必要な費用は、別にこれを徴収することがある。

##### (学費等の納入)

第35条 学費及びその他の費用の納入については、別に定める。

##### (休学の場合の学費)

第36条 休学期間中の者については、学費を免除し、別に定める在籍料を徴収する。

##### (既納の学費等)

第37条 既納の学費等は、原則としてこれを返付しない。

#### 第9章 教員組織、運営組織及び事務組織

##### (教員組織)

第38条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する者は、大阪電気通信大学学則第38条に規定する教授、准教授及び講師の中から、大阪電気通信大学大学院担当教員選考基準に規定する資格に該当する専任の教員をもって充てる。

- 2 必要に応じて、他大学の大学院担当教員若しくは、その他の有資格者に授業又は研究指導の担当を依頼することができる。

第38条の2 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務を行うものとする。

##### (科長)

第39条 本学大学院各研究科に研究科長(以下「科長」という。)をおき、前条の資格に該当する博士後期課程研究指導教員をもって充てる。

- 2 科長は、学長を補佐し、その命を受けて本学大学院の運営を遂行し、各研究科内の業務を処理するとともに、各研究科に所属する教員を指揮監督する。

#### 第40条 削除

#### 第41条 削除

##### (専攻主任会議及びコース主任会議)

第41条の2 科長を補佐し研究科の円滑な運営に関する具体的業務を行うために、専攻主任会議又はコース主任会議をおく。

- 2 専攻主任会議及びコース主任会議に関する事項は、別に定める。

##### (事務組織)

第42条 本学大学院の事務の処理は、本学事務組織をもって行う。

#### 第10章 付属施設

##### (図書室)

第43条 本学大学院に図書室を設ける。

##### (施設、設備の共用)

第44条 本学大学院の学生は、本学の施設、設備等を、その課程の修得及び研究達成のため使用することができる。

#### 第11章 その他

##### (諸規則の準用)

第45条 本学大学院学則に定めるほか、本学の学則及びその他の諸規則を準用する。

##### (学則の改正)

第46条 本学則の改正は、研究科委員会での意見を参照し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事会で決定する。

#### 附 則 1

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

平成4年4月1日改正・施行

平成5年4月1日改正・施行

平成5年9月24日改正・施行

平成6年4月1日改正・施行

平成6年9月22日改正・施行

平成7年4月1日改正・施行

平成7年7月18日改正・施行

平成8年4月1日改正・施行  
 平成9年4月1日改正・施行  
 平成10年4月1日改正・施行  
 平成11年4月1日改正・施行  
 平成12年4月1日改正・施行  
 平成13年4月1日改正・施行  
 平成13年9月16日改正・施行  
 平成14年4月1日改正・施行

#### 附 則 2

第5条に規定する平成6年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	20名	30名	5名	15名
	制御機械工学専攻	20名	30名	5名	15名
	情報工学専攻	20名	30名	5名	15名

2 第5条に規定する平成13年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	30名	50名	5名	15名
	制御機械工学専攻	30名	50名	5名	15名
	情報工学専攻	35名	55名	5名	15名

#### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成18年度および平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻名	年度		平成18年度		平成19年度	
		入学定員	収容定員	修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	45名	3名	13名	15名	30名
	電子通信工学専攻	20名	20名	3名	3名	20名	40名
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名			10名	20名
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	20名	40名			20名	40名
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名

3 改正後の別表第1については、平成17年度以前に入学した者には、従前の当該規定を適用する。

#### 附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻名	年度		平成18年度			
		入学定員	収容定員	修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	30名	60名	5名	15名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名				
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	30名				

デジタルゲーム学専攻	10名	20名		
コンピュータサイエンス専攻	10名	10名		

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成19年度および平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻	年度				平成19年度		平成20年度			
		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名	15名	30名	3名	9名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名	20名	40名	3名	9名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名			10名	20名				
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	20名			10名	20名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名	5名	5名	10名	20名	5名	10名		

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成19年度および平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻	年度				平成19年度		平成20年度			
		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名	15名	30名	3名	9名		
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名	20名	40名	3名	9名		
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名	5名	15名		
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名	5名	15名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	5名	10名	20名	5名	10名		
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	10名	20名			10名	20名				
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名				
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名			10名	20名				

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成19年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻	年度				平成19年度			
		修士課程		博士後期課程		修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻	15名	30名	3名	11名				
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	6名				
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名				
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名				
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名						
総合情報学研究科	メディア情報文化学専攻	—	—	10名					
	デジタルアート・アニメーション学専攻	10名	10名						
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名						
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名						

3 総合情報学研究科メディア情報文化学専攻については、改正後の第5条にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する平成24年度及び平成25年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	専攻	年度		平成24年度		平成25年度	
		入学定員	収容定員	修士課程		博士後期課程	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合電子工学専攻		15名	6名			3名
	先端理工学専攻	15名	15名	3名	3名	15名	30名
	電子通信工学専攻	20名	40名	3名	9名	20名	40名
	制御機械工学専攻	30名	60名	5名	15名	30名	60名
	情報工学専攻	35名	70名	5名	15名	35名	70名
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻	10名	20名			10名	20名
	デジタルゲーム学専攻	10名	20名			10名	20名
	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名

3 工学研究科総合電子工学専攻については、改正後の第5条にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 工学研究科総合電子工学専攻については、改正後の第29条にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

3 改正後の別表第1については、平成23年度以前に入学した者には、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 工学研究科各専攻については、改正後の別表第1にかかわらず、平成25年度以前に入学した者には従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 医療福祉工学研究科医療福祉工学専攻及び総合情報学研究科デジタルゲーム学専攻については、改正後の別表第1にかかわらず、平成28年度以前に入学した者には従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する2020年度、2021年度及び2022年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		2020年度				2021年度				2022年度			
研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		博士前期課程		博士後期課程		博士前期課程		博士後期課程			
		入学定員	収容定員												
工学研究科	先端理工学専攻	—	15名	—	6名	—	—	—	3名	—	—	—	—		
	電子通信工学専攻	—	20名	—	6名	—	—	—	3名	—	—	—	—		
	制御機械工学専攻	—	30名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	情報工学専攻	—	35名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	工学専攻	70名	70名	12名	12名	70名	140名	12名	24名	70名	140名	12名	36名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名		
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻	—	10名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	デジタルゲーム学専攻	—	10名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	コンピュータサイエンス専攻	—	10名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	コンピュータサイエンス専攻	30名	30名	5名	5名	30名	60名	5名	10名	30名	60名	5名	15名		

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 第5条に規定する2020年度、2021年度及び2022年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻		年度		2020年度				2021年度				2022年度			
研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		博士前期課程		博士後期課程		博士前期課程		博士後期課程			
		入学定員	収容定員												
工学研究科	先端理工学専攻	—	15名	—	6名	—	—	—	3名	—	—	—	—		
	電子通信工学専攻	—	20名	—	6名	—	—	—	3名	—	—	—	—		
	制御機械工学専攻	—	30名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	情報工学専攻	—	35名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	工学専攻	70名	70名	12名	12名	70名	140名	12名	24名	70名	140名	12名	36名		
医療福祉工学研究科	医療福祉工学専攻	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名	10名	20名	5名	15名		
総合情報学研究科	デジタルアート・アニメーション学専攻	—	10名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	デジタルゲーム学専攻	—	10名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	コンピュータサイエンス専攻	—	10名	—	10名	—	—	—	5名	—	—	—	—		
	総合情報学専攻	30名	30名	5名	5名	30名	60名	5名	10名	30名	60名	5名	15名		

附 則

この学則は、2019年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年9月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2

入学金及び学費(年額)

内訳		金額(円)
入学金		100,000
学費	授業料	900,000
	実験実習料	150,000
合計		1,150,000

(注) 博士前期課程に引き続き博士後期課程に進学する者の博士後期課程の入学金は、これを免除する。